

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 三宅
日 時	平成28年1月21日(木曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 3 時 07 分
出席委員	湊 ○小島 菱田 並河 福井 齊藤 藤本		
出席理事者	[まちづくり推進部] 古林部長、橋本土木担当部長 [都市計画課] 関口課長 [桂川・道路整備課] 並河課長、澤田副課長 [土木管理課] 柴田課長、石田管理係長		
出席事務局	藤村事務局長、鈴木議事調査係長、三宅主任		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 名	議員 2名(山本・富谷)

会 議 の 概 要

13 : 30

1 開議（委員長あいさつ）

（事務局日程説明）

2 案件

行政報告

[まちづくり推進部入室]

<まちづくり推進部長>

（あいさつ）

（１）亀岡市急傾斜地崩壊防止事業分担金について

[桂川・道路整備課長 別紙№1に基づき説明]

13 : 42

[質疑]

<福井委員>

資料、事業内容の説明にある「自然がけ」とは具体的にどのような箇所をさすのか。本梅町平松の事例では、当該地は宅地造成するために切り削った形状のようにも見受けられるがどうか。

<桂川・道路整備課長>

例えば、人が手をかけて急な斜面に切り削った場合などは対象外となる。自然がけとは、手が加わっていない元々の斜面をさす。指摘の箇所については、議論になった経過があるが、当時の開発の図面、過去の航空写真等により、手を加えていないことが確認できたことから、現在、京都府では事業採択に向けて取り組まれている状況である。

<湊委員長>

市内に対象となる箇所はどの程度あるのか把握しているか。

<桂川・道路整備課長>

地域防災計画において、急傾斜地として明記されている箇所は１８０箇所あるが、急傾斜地の定義から言えば、土砂災害防止法で特別警戒区域に指定された区域が現在５８８箇所あり、調査時期のずれ等もあるが、それに近いと考えている。ただし、急傾斜地の区域指定については、直接的に影響を受ける場所となることから、より精査されて決められることとなる。

< 湊委員長 >

以前、議会報告会において、下矢田町１丁目の方から急傾斜地に対する意見を受けたことがあるが、当該箇所は対象に入っているのか。

< 桂川・道路整備課長 >

急傾斜地法で区域指定しないと事業の対象とはならず、急傾斜地の区域指定を受けたところはそこ１箇所のみである。

< まちづくり推進部長 >

地域防災計画で災害のおそれのある箇所は１８０箇所あるが、急傾斜地の指定はされていないということである。下矢田町の件については、急傾斜地崩壊危険区域の指定は現在も受けており、それにより国の補助事業により京都府で取り組まれてきた。その途中において休止している状況であるが、市内でその区域指定をしたのは唯一その１箇所である。

< 湊委員長 >

今後、本梅町平松で事業に取り組まれることに関して、その指定を行うということか。

< まちづくり推進部長 >

そのとおりである。

< 藤本委員 >

今回の急傾斜地崩壊防止分担金事業の提案は、今後、受益者からも負担してもらえよう制度化していくということか。

< まちづくり推進部長 >

内規等により負担金を徴収している市町村もあるが、我々としては、今までそのような事例があれば、内規により市長の判断で対応してきたが、土砂災害防止法により色々なところが区域指定され、そこにお住いの住民からはハード対策を望む意見が多く出されてきた。それらに対応するためには、やはり、市の条例により地元としても一定の負担をするので事業採択してほしいという環境を整えていかなければならないと考え、このたび、新たに条例化したいということである。

< 藤本委員 >

本梅町平松や曽我部町南条の事例等、民地での被害については負担なしで対応されてきたのか。

< まちづくり推進部長 >

資料の事業内容に記載のとおり、所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合において、私有財産に対して公共が入っていくということであり、本梅町の件については、困難と認められると京都府が判断されたものである。また、曽我部町南条では溪流からの土砂流出によるものであり、治山事業で取り組まれている。

< 藤本委員 >

市内では他にも色々と被害が生じた場所があるが、それらは指定されなかったということか。

< まちづくり推進部長 >

山からの土砂を止めるためには、今回説明している急傾斜地崩壊対策事業、農林関

係の治山事業、公共土木の砂防事業の3つが考えられるが、山を守るか民地を守るかの考え方の違いがある。急傾斜地対策についても、自然がけによるものか造成によるものかで対応も変わってくる。

< 並河委員 >

保津町の急傾斜地で起きた災害について、負担金が高くて中々できないという話を聞いたがどうか。

< まちづくり推進部長 >

国・府の基準に該当するものであれば、本事業への採択を要望することはできると考える。ただし、予算の確保等の面から優先順位づけがされる場合がある。また、地元としても市とともに負担するので事業化をということであれば、説得力も出てくるのではないかと考える。指摘の箇所については、土木、治山のどちらでの話となっているのかわからないが、負担ということであれば先ほど申し上げた3つのルールしかない。

< 小島副委員長 >

本梅町平松グリーンタウンの件は、急傾斜地の指定を行うということか。

< 桂川・道路整備課長 >

急傾斜地崩壊危険区域の指定を京都府が行うということである。

< 小島副委員長 >

その指定により、今後、区域内での開発行為の規制への影響は。

< 桂川・道路整備課長 >

今回の場合、一時避難施設・避難場所になっていることから、その対策を講じる事業として取り組まれていることが背景にあり、その守るべき施設が避難施設であることから、そこへの影響を範囲として区域指定を行うので、周辺の人家等への規制、影響はないものとする。

< まちづくり推進部長 >

土砂災害防止法についてはソフト対策で、その区域内では土砂災害に耐えうる構造でないとなれば家を建てられない、建て替えもできないという状況があるが、急傾斜地法では守るべき部分として、指定を打つという考え方で違いがある。

< 小島副委員長 >

一時避難所という指定は、今後も受けられるのか。

< 桂川・道路整備課長 >

当然、それを存続させるために対策を講じるということなので、継続されるものとする。

14 : 03

(2) 府民公募型整備事業の取組状況について

[桂川・道路整備課長 別紙№2に基づき説明]

14 : 15

[質疑]

< 福井委員 >

市町村提案型の上限はあるのか。

< 桂川・道路整備課長 >

これまで経過をみるために不採択となっているケースや他事業と関連のあるケース等を要望しているが、特に件数等に縛りはない。

< 福井委員 >

自治会によって提案件数に差があると見受けられるが。

< まちづくり推進部長 >

指摘のとおりであるが、年度当初の自治委員会議において毎年説明を行っており、要望を促している。

< 齊藤委員 >

本事業による河川工事の後始末が悪い状況を確認した。施工管理の指導はできるのか。

< 桂川・道路整備課長 >

発注している南丹土木事務所に報告し、現場確認してもらう。

< 藤本委員 >

今年度、市町村提案型の実施件数 9 件は少ないように受け止める。もっと府の事業を活用できないのか。また自治会等からの要望についても、ケースによっては本事業への応募を勧めているのか。

< 桂川・道路整備課長 >

信号機、横断歩道、一時停止、速度制限等に係る要望を多くいただいております、逆に本事業を利用してくださいとお願いしている状況である。市町村提案型については、できる限り積極的に要望しているところであるが、実施決定は 9 件ということである。

< 小島副委員長 >

今年度、募集期間が 5 月 29 日までであったのが、6 月 30 日まで延長された経過があるが、その理由は。

< 桂川・道路整備課長 >

これまでは 6 月末までであったが、今年度は 5 月 29 日となった。地元としてもこれまで同様という思いを持たれていたことも影響したのではと思われるが、提案件数が少なかったことから例年通りに延長されたものと聞いている。

< 小島副委員長 >

来年度も実施される見込みか。

< まちづくり推進部長 >

毎年、京都府予算要望を行っており、その中の重要施策の一つとして、府民公募型整備事業の継続を要望している。

14 : 25

(3) 公衆街路灯の LED 化促進事業について

[土木管理課長 別紙№ 3 に基づき説明]

14 : 30

[質疑]

< 並河委員 >

西部地域の議会報告会では、自治会の予算がないので LED 化したくてもできないという意見を受けたことがあるが、地域別の割合に差はないか。

< 土木管理課長 >

今年度からの実施であることから、自治会によっては予算の組み立てができず、対応できなかったというところも見受けられるが、地域による偏りはないと考える。

< 並河委員 >

今後当該予算を増額していく方向性は。

< まちづくり推進部土木担当部長 >

基本的な方針としては、全て LED 化していくことであり、LED 化してもらわなければ電気代補助に係る市の負担は減少しないので、事業の継続はしていきたいと考えている。予算の増減に関しては、各地域からの要望に基づく予算立てとなる。

<まちづくり推進部長>

当然、自治会の財政状況もあるので、すぐに取り組める自治会、計画的に取り組む自治会等様々であるので、地元のペースを踏まえて継続して実施していきたい。

<菱田委員>

現在の1354灯のLED化により、どの程度電気代補助金を削減できるのか。

<まちづくり推進部土木担当部長>

全体で年間226万9千円の削減となるが、このうち市補助は3分の2であることから、約150万円が市の補助金削減額となる。

<藤本委員>

LED化が進んでいる自治会は。

<まちづくり推進部土木担当部長>

篠町、畑野町、曽我部町等は、交換予定灯数が多い状況であるが、全体の灯数でみた割合としては算出していない。

<福井委員>

灯具の基準等はどうされているのか。

<土木管理課長>

交付要綱で10ワット以下の灯具に交換するよう基準を設けている。

<福井委員>

電力の自由化に係り、契約を自由に変えることは可能なのか。

<まちづくり推進部土木担当部長>

自治会における契約であるので、一概には言えないがおそらく可能であると考え。

<藤本委員>

防犯用の青色LEDを設置している地域があるが、地元の要望に基づくものか。

<土木管理課長>

馬路町から旭町へ抜ける箇所について、犯罪抑制を図るために青色LEDを設置した経緯があるが、実際に照明が暗いこと等から、現在では通常のものに取り替えている。また旧町の方でも、青色LEDにされた地域がある。

<湊委員長>

設置に係る補助額1万円の積算は。

<まちづくり推進部土木担当部長>

例えば自治会でまとめて交換されるならば安くなると思われるが、積算としては、単独で取り替えた場合、通常1灯当たり2万2、3千円程度の費用であることから、1万円と設定したものである。交換費用の2分の1とすると、膨大な手間がかかることから、現在のところ定額としている。

[まちづくり推進部退室]

[休憩(14:50~14:55)]

3 その他

次回開催日程について

<湊委員長>

次回の月例開催について意見は。

<並河委員>

都市公園条例の一部改正の経過を踏まえ、京都・亀岡保津川公園周辺、道路等の現地調査はどうか。

< 湊委員長 >

現場は各自承知していると思う。それならば資料等で説明を受ける方がよい。

< 藤本委員 >

中矢田篠線の開通に係ってはどうか。

< 福井委員 >

朝市の状況把握についてはどうか。朝市マップの取り組みも進んでいる。売り上げや観光誘客への効果等を確認したい。

< 藤本委員 >

日清医療食品に係る雇用への効果等についても把握したい。

< 湊委員長 >

特に説明を受けるようなことはないと思われるが。以上から特に意見はないか。

< 菱田委員 >

福井委員の意見にあった直売所の状況把握についてはどうか。

< 福井委員 >

他の案件に組み合わせて実施してはどうかと思う。現地視察も必要があれば実施すればよい。

< 湊委員長 >

それでは以上の意見を踏まえ、次回月例開催を2月23日(火)午後1時30分とし、直売所等の状況把握を案件としたい。

< 事務局 >

現地視察の意見について確認願いたい。

< 湊委員長 >

時間の都合もあるので、現地視察は行わないこととする。個人事業でされている面もあるので、勝手なことは言えない。説明を受ける中で、市の支援体制等に着眼していきたい。その他詳細については正副委員長に一任願いたい。(了)

散会 ～ 15 : 07